

## 流域治水の推進に向けた中部関係省庁実務者会議の開催について（案）

### 1. 設立趣旨

気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害に対し、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」の取組みが始まっている。これをさらに加速化させるためにも、関係省庁が垣根を越えて連携するために、『流域治水の推進に向けた中部関係省庁実務者会議』を設置する。

### 2. 会議の議長・構成員

会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	中部地方整備局	河川部長
構成員	東海財務局	管財部長
	東海北陸厚生局	災害医療・医師偏在対策専門官
	関東農政局	農村振興部長
	東海農政局	農村振興部長
	中部森林管理局 名古屋事務所	事務所長
	中部経済産業局	地域経済部長
	中部運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官
	名古屋地方气象台	広域防災管理官
	中部地方環境事務所	環境対策課長

### 3. 事務局

会議の事務局は、中部地方整備局 河川部に置く。

### 4. 資料等の公表

会議の内容は、原則として公開とする。

### 5. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が定める。